

## 公立大学法人滋賀県立大学宿舎規程

平成 18 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 44 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学役員規程第 9 条第 2 項および公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則第 59 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の宿舎（駐車場を含む。以下「宿舎等」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この規程において「宿舎」とは、業務の遂行のため法人が役員および職員の居住の用に供するため設置する施設で別表に掲げるものをいう。

2 この規程において「駐車場」とは、宿舎に入居する役員および職員が所有し、または使用する自動車を保管するための場所として法人が設置し、または指定する場所をいう。

### (宿舎等の管理者)

第 3 条 宿舎等の管理は、理事長が行うものとする。

### (宿舎等の使用資格)

第 4 条 宿舎等を使用することができる者は、法人の役員および職員のうち、理事長が使用させることを適当と認める者とする。

### (使用の申請)

第 5 条 宿舎を使用しようとする者は、宿舎使用申請書（別記様式第 1 号）を理事長に提出しなければならない。

2 駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用申請書（別記様式第 2 号）を理事長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定による申請をする者が当該申請に併せて前項の規定による申請をする場合にあつては、第 1 項の宿舎使用申請書に所定の事項を記載することによりこれを行うものとする。

### (使用者の決定)

第 6 条 理事長は、前条の規定により使用の申請をした者のうちから、適当と認められる者を、宿舎等の使用者（以下「使用者」という。）として決定するものとする。

2 理事長は前項の規定により使用者の決定をしたときは、宿舎等使用承認書（別記様式第 3 号）を当該申請者に交付するものとする。

### (入居等)

第 7 条 前条第 1 項の使用者の決定を受けた者は、同条第 2 項の宿舎等使用承認書の交付を受けた

日から3日以内に宿舍等使用届（別記様式第4号）および誓約書（別記様式第5号）を理事長に提出し、当該宿舍等使用承認書に記載された入居日または使用開始日に入居し、または使用を開始しなければならない。

#### （使用料）

第8条 宿舍の使用料（以下「使用料」という。）は月額とし、その額は別表使用中、宿舍の欄に定める額（駐車場を使用する場合にあつては、当該額に別表使用中、駐車場の欄に定める額を加算した額）とする。

- 2 宿舍に入居し、または駐車場の使用を開始した月および第16条の規定により宿舍等を明け渡した月の使用料の額は、日割計算の方法により算定した額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第1項ただし書の規定による理事長の承認を得た者に係る同項各号に掲げる事由に該当することとなった日以後の使用料の額は、前2項の規定により算定した額の2倍の額とし、同項第1号から第3号までに掲げる事由に該当することとなった日から1か月を経過した日以後の使用料の額は、前2項の規定により算定した額の3倍の額とする。ただし、公務災害による死亡等で理事長が必要と認める事由により同条第1項ただし書の規定による理事長の承認を得ている者に係る使用料については、この限りでない。
- 4 使用者は、当該月の使用料を毎月末までに納付しなければならない。ただし、宿舍等を明け渡した月の使用料は、第17条の宿舍等明渡届の提出と同時に納付しなければならない。

#### （使用料の減免）

第9条 理事長は、本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命もしくは財産を保護するための非常勤務またはこれに類似する勤務形態の職員および研究実験のために研究等に直接従事する職員で、その勤務公署の敷地内またはこれに近接する宿舍に居住しなければならないものの使用料については、免除することができる。

- 2 理事長は、災害復旧その他職務の遂行上、勤務公署の敷地内または近接する宿舍に居住する必要がある職員で適当と認められるものについての使用料は減額することができる。
- 3 前2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、宿舍等使用料減免申請書（別記様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

#### （使用者の管理義務）

第10条 使用者は、善良な管理者の注意をもって宿舍等を使用しなければならない。

#### （転貸等の禁止）

第11条 使用者は、宿舍等の全部もしくは一部を第三者に転貸し、または居住の用以外の用に供してはならない。

#### （増築等の禁止）

第12条 使用者は、宿舍等の増築、模様替えその他の工事を行ってはならない。ただし、軽易な工事であつて理事長の承認を得たものについては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により承認を得ようとする使用者は、宿舍等施工承認申請書（別記様式第

7号)を理事長に提出しなければならない。

3 使用者は、第1項ただし書の規定により承認を得て工事を行った当該宿舎等を明け渡すときは、当該工事に係る工作物等の処理について、事前に理事長に申し出なければならない。

(修理の申請)

第13条 使用者は、当該宿舎等を修理する必要があるときは、宿舎等修理申請書(別記様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第14条 次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 上・下水道、ガス、電気および電話の使用料
- (2) 汚物およびじんあいの処理に要する費用
- (3) 障子およびふすまの張替えならびにガラスのはめ替えに要する費用
- (4) 水道、ガスおよび電気の施設等で軽易な修理に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法人において負担することが相当と認められるもの以外の修繕に要する費用

(賠償義務)

第15条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、宿舎等を滅失し、または損傷したときは、その旨を理事長に報告し、その指示に従って、当該宿舎等を原状に回復し、または当該滅失もしくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償の額は、その都度理事長が定める。

(宿舎等の明渡し)

第16条 使用者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者(その者が第2号に該当することとなった場合には、その該当することとなったときにその者と同居していた者)は、その該当することとなった日(以下この項において「該当日」という。)から5日以内に宿舎等明渡予定届(別記様式第9号)を理事長に提出し、該当日から10日以内に当該宿舎等(第4号に該当することとなった場合にあっては、駐車場)を明け渡さなければならない。ただし、理事長の承認を得て、該当日から60日以内に限り引き続き当該宿舎等を使用することができる。

- (1) 職員としての身分がなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 転勤または転任により当該宿舎等に入居する資格を失い、またはその必要がなくなったとき。  
(理事長があらかじめ承認した場合を除く。)
- (4) 駐車場を使用する必要がなくなったとき。
- (5) 法人において当該宿舎等につき宿舎等を廃止する必要がある場合または宿舎等の管理上必要がある場合においてその明渡しを請求されたとき。

2 前項ただし書の規定により承認を得ようとする者は、あらかじめ宿舎等使用延期願(別記様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

(明渡手続)

第17条 使用者は、宿舎等を明け渡したときは、直ちに宿舎等明渡届（別記様式第11号）を理事長に提出するとともに、現地において理事長の確認を受けなければならない。

(宿舎等の調査)

第18条 理事長は、必要があると認めるときは、宿舎等の状況について立入調査をすることができる。

(宿舎等台帳)

第19条 理事長は、宿舎等台帳（別記様式第12号）を備えて、常に宿舎等の現況を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、宿舎等の管理に必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間における使用料に係る規程の適用については、別表中、開出今宿舎の宿舎使用料「30,000」とあるのは「25,000」と、開出今宿舎の駐車場使用料「3,200」とあるのは「2,600」と、平田宿舎（世帯用）の宿舎使用料「36,600」とあるのは「25,800」と、平田宿舎（単身用）の宿舎使用料「17,600」とあるのは「13,000」と、平田宿舎の駐車場使用料「4,300」とあるのは「3,000」とする。
- 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における使用料に係る規程の適用については、別表中、開出今宿舎の宿舎使用料「30,000」とあるのは「27,500」と、開出今宿舎の駐車場使用料「3,290」とあるのは「2,980」と、平田宿舎（世帯用）の宿舎使用料「36,600」とあるのは「31,200」と、平田宿舎（単身用）の宿舎使用料「17,600」とあるのは「15,300」と、平田宿舎の駐車場使用料「4,420」とあるのは「3,700」とする。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

| 名 称   | 使 用 料 (月 額/円) |       | 戸数 | 入 居<br>区 分 | 備 考 |
|-------|---------------|-------|----|------------|-----|
|       | 宿 舎           | 駐 車 場 |    |            |     |
| 理事長宿舎 | 45,600        | 2,460 | 1  |            |     |
| 開出今宿舎 | 30,000        | 3,290 | 24 | 世帯用        |     |
| 平田宿舎  | 36,600        | 4,420 | 12 | 世帯用        |     |
|       | 17,600        | 4,420 | 18 | 単身用        |     |